

実 施 要 項

金沢を訪れるゲストの皆様、また金沢に暮らす区民に愛され、地元を記憶していただく良質商品を提供していくことが、金沢ブランドの目的です。

新商品から息の長い定番商品まで、年に一度の審査会によって認定して参ります。金沢を感じられる製品、ギフト・お土産にもなる良質商品を審査します。

これから育っていく商品、現在の金沢を代表する商品それぞれに「ものづくり」の精神がこめられているものを求めます。

毎回、審査委員は全ての応募商品をチェックします。非食品を実際に手に取り、食品部門では試食、試飲し味わい、価格、金沢らしさを含め段階評価、定性評価を行い、最後に総合審査を行います。

1. コンセプト

- 区民が親しみをもって、日常生活に利用することができるもの。そのうえで、自信を持ってお客様に おすすめすることができるもの。
- モノづくりの精神が感じられること
- 金沢の産業振興につながること
- 区内外の観光客、訪問客に“金沢らしさ”を感じていただけること
- 金沢のイメージを定着、発展させるものであること

2. 対象商品 認定期間中に販売可能な全ての商品アイテムで

- 1のコンセプトに一つ以上該当すること
- 後述 5. の出品条件に適合していること

3. 応募資格 金沢区に事業所（代理店）を有すること

- (1) 無人（電話転送を含む）の代理店、支社は認めません。
- (2) 個人事業主、自営業の応募も、商品の内容により可能です。
- (3) 区外にあっても、金沢と関係の深い商品※を提供する事業所も応募することができます。区外の事業所が金沢を題材にしたアート作品映像、音楽等を制作したもの

4. 応募方法

- (1) 受付期間 2018年5月1日（火）～6月29日（金）
- (2) 提出書類
 - ① 応募品目一点につき応募商品申請書一通（必須）
 - ② 会社（団体）概要（会社案内等） ※新規の場合

〈注〉申請時に出品商品（現物）の提出は必要ありません。
- (3) 申請方法 申請方法は二つあります

- ① 一商品を一申請とする
- ② 一シリーズを一申請※とする ※ シリーズ申請の場合、審査時に認定基準に達しないアイテムが1点でも含まれた時には全て不合格となりますのでご注意ください。またカタログ等でもシリーズ表記となります。該当商品のカタログ、取扱説明書などの審査補足資料の提出は任意です。
- (4) 応募要項と申込書は4月2日(月)より横浜金沢観光協会・区役所地域振興課・地区センターにございます。観光協会ホームページの金沢ブランドのページからダウンロードできます。
URL <http://www.yokohama-kanazawakanko.com>
提出方法 電子メールまたは郵送
 - ◆ 応募用紙のダウンロード→横浜金沢観光協会 HP→金沢ブランド→応募規定
 - ◆ 郵送、電子応募の締切 6月29日(金) 消印または到着分まで
 - ◆ 電子応募先 E-mail: info@yokohama-kanazawakanko.com
- (5) 問い合わせ及び提出先窓口
〒236-0028 横浜市金沢区洲崎町1-18
横浜金沢観光協会 認定担当 池上ゆかり
TEL: 045-780-3431 FAX: 045-349-7035
- (6) 申請料 申請書一通につき5,000円※
※ 審査作業の公平性のためシリーズ申請の場合は1シリーズ5アイテム以内とし、これを超える場合は一点につき1,000円追加となります。(例:1シリーズ7品目一括申請の場合、申請料金は7,000円、申請用紙は1枚となります)
- (7) 支払方法
申請料のお支払いは振込※となります。
※ 振込先は申請受付後に受付確認書とともにお知らせします。
振込後に申請を取り下げた場合でも申請料は返還いたしません。
また、指定日までに申請料のお支払がない場合は認定審査会に出品はできません。

5. 出品条件

- (1) 原則として、審査時に販売されている商品であること。新規開発したオリジナル商品の場合、審査会までに販売商品と同じ商品が提出可能であること。ただし「手作り」「受注生産商品」に関しては、現品あるいは試作品でも可。アイデアのみの応募は受け付けません。
- (2) 商標、実用新案、意匠権などの諸権利に抵触しないこと。各安全基準、表示基準をクリアしていること。
- (3) 出品商品には、小売り予定価格を必ず設定してください。(本体価格)オープン価格の場合でも希望小売価格を明記してください。
- (4) 商品開発にかかる費用は自己負担とします。

6. 金沢ブランドマーク表記に関して

別途ロゴマーク使用規定に従ってください。

※ 使用規定の主な内容（詳細はHPの使用規定参照）商品パッケージまたは商品本体に印刷またはシールが添付されていること。既存商品でデザイン変更が難しい場合、プライスカードPOP等に 金沢ブランドグッズ認定を表記すること。

7. 審査の概要

金沢ブランド認定審査会において、現品あるいは試作品を審査し認定します。

- (1) 審査日・審査会場 2018年7月中旬 金沢地区センター
- (2) 審査委員及び審査方法 ①審査委員は、観光協会会長、区長、Jcom南横浜、タウン誌等メディアの方、飲食物販等の 専門家と区民の代表により構成します。（第7回は 15名選出）
- (3) 審査基準 コンセプトを満たした商品であることを確認し、下記の基準により審査します。総合得点が平均値を著しく下回る場合は、認定されません。
◆ 金沢らしさ ◆ 機能 ◆ 市場性 ◆ 品質 ◆ 外観・パッケージ ◆ 安全性
- (4) 提出物 審査会には応募商品（通常販売されている商品、または製品化できることを前提とした試作品）を 必要量、審査会場に提出※していただきます。
※ 証明書類の提出
 - ・ 食品衛生法等法律により基準が義務付けられている商品の場合、適合を証明する書面の写しを提出してください。
 - ・ 品質、性能、安全性等に関する第三者機関又は自社の試験成績書の写しを提出してください。
 - ・ 解答、調理、加工等が必要な商品も審査会場にて消費者同様の作業を行いますので、販売時の状況で提出してください。
- (5) 審査結果 審査会における審査結果を受けて、最終チェックを行い、2週間以内に郵送にて通知いたします。

8. 認定後の取り扱い

- (1) 認定期間 2018年10月1日～2020年9月30日
1期1年間 金沢ブランドとして認定し、様々な販売促進活動を行います
- (2) 認定料 申請書1枚につき10,000円とします。（但しシリーズ商品の場合5点を超える場合1点につき1,000円の追加）
- (3) ロゴの使用 別途ロゴ使用取り扱い規定に従ってください。
- (4) 変更について 仕様、バリエーション構成の変更は、原則として認定期間中は認めません。ただし改良（バージョンアップ）アイテムまたは原材料の高騰等による価格変更は、事前に申請があれば可能です。

(5) 証明書類の提出 認定後、追加で各種証明書（例えばPL保険証、登記証明等）を求められることがあります。

(6) 認定の取り消し 認定された商品であっても、指定日までに認定料の払い込みがない場合や、申請商品及び申請内容と異なる場合、また必要な証明書の提出がない場合は、その認定を取り消します。その場合、認定料は払い戻しいたしません。

(7) 発表・販売について

①認定商品は、2018年10月6日（土）第2回横浜金沢クラフトビール&グルメフェスタの会場（八景島シーパラダイス）で発表表彰

②販促販売等 横浜金沢観光協会が仕入れ販売活動を行う場合は、個々に会員と販売契約を結びこれを行います。

(8) 認定後必要な経費について

①別途費用 展示会、博覧会、商談会等に参加する場合（原則参加自由）、別途参加費用が発生する場合があります。

②メディア向け、プロモーション用にサンプル、無料商品提供をお願いする場合があります。（広報用、デモ用、タイアップ広告用）

9. 横浜金沢観光協会について

認定を受けた事業所、及び団体は、横浜金沢観光協会へ会員として加入していただきます。（法人年会費101万円から）

※ 横浜金沢観光協会はブランド管理、認定商品の販売促進、及び認定企業の振興を図る事業を実施します。また、金沢ブランドのPR等を金沢区役所、横浜市商工会議所金沢支部とともにを行います。会員相互の情報交流、セミナー、商品開発研究会等も図ります。

10. 販売促進

①カタログの作成・配布 ②観光協会HP紹介ページ

③メディアへの働きかけ 横浜市広報チャンネルの活用、TV番組、雑誌、新聞等へのパブリシティ ④会員総会での交流とPR販売 ⑤商談会開催、参加案内

⑥各種イベント参加 ⑦コラボレーション支援

■認定にかかる費用例 申請料 5000円 ・ 認定料 1万円
観光協会法人年会費 101万円